

大雪山系を望む安らぎの緑の霊園

大雪霊園

たいせつれいえん

新たな墓所エリアが誕生しました！



大雪霊園合葬墓



ガーデニング合葬墓

※イメージ図

令和4年度
一部供用
開始



芝生墓所

東神楽町くらしの窓口課

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
☎(0166)83-5402(直通) ☎(0166)83-2111(代表)

大雪霊園案内図



1 大雪霊園管理棟・短期納骨堂
(事務室、休憩所、トイレ、納骨堂)

2 大雪霊園合葬墓



3 ガーデニング合葬墓

4 芝生墓所 (GA~GC区画)

5 一般墓所 (い~を区画)

6 一般墓所 (A~K区画)

7 一般墓所 (L~O区画)

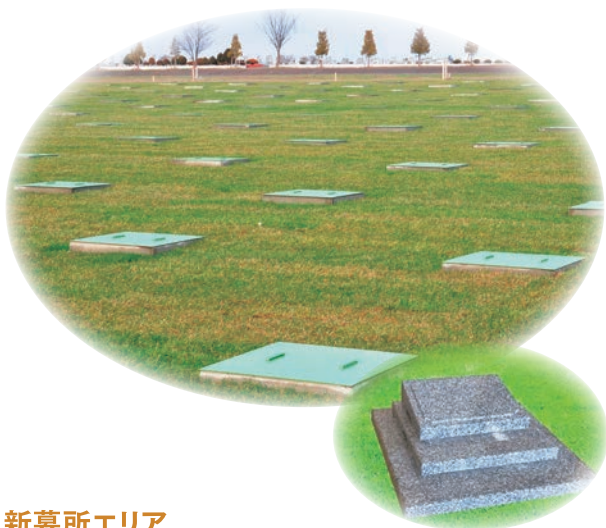
トイレ   

 水汲み場

 東屋

大雪霊園 墓所のご案内

芝生墓所 3~6ページ (合葬墓移行型有期限墓所)



新墓所エリア

- 期限付きで利用できる墓所(期限延長可)
- 指定された墓石を設置する墓所
- 期限終了後は遺骨を合葬墓へ改葬する条件付

(規模)

- 大雪霊園面積 / 126,871㎡
- 総区画数 / 4,923区画
- 墓所等の種類 / 芝生墓所、一般墓所(規格墓所)
一般墓所(自由墓所)、大雪霊園合葬墓、
ガーデニング合葬墓、短期納骨堂

(施設)

- 管理棟、休憩所、トイレ、花壇、水汲み場 他

一般墓所(規格墓所)



詳細は別冊
パンフレットを
ご覧ください。

- 指定された墓石を設置する墓所
- 和式、洋式の2種類

大雪霊園合葬墓 7~10ページ



新墓所エリア

- 複数の方の遺骨を同じ場所に埋蔵する形式のお墓
- 墓石型

一般墓所(自由墓所)



詳細は別冊
パンフレットを
ご覧ください。

- 自由な墓石を設置できる墓所(寸法等の制限有り)
- 12㎡、7.5㎡の2種類(区画のみ)

ガーデニング合葬墓 7~10ページ



新墓所エリア

- 複数の方の遺骨を同じ場所に埋蔵する形式のお墓
- ガーデン全体を墓標に みたてたお墓

短期納骨堂 11~14ページ



新設

- 遺骨を短期間お預かりする納骨堂(最長3年)

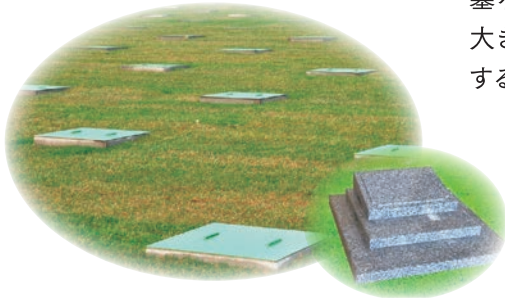
有期限

芝生墓所

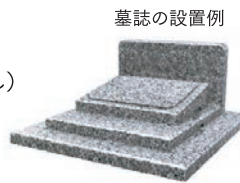
(合葬墓移行型有期限墓所)

芝生墓所とは…

芝生墓所とは、区画全体が芝でおおわれている墓所で、芝生の上に洋型の小さな墓石を設置する、外国風の見晴らしの良さが魅力的な墓所です。一つの区画の大きさは4㎡で、地下に遺骨を納めるカロートがあります。ご希望により墓誌を設置することもできます。



●墓石の大きさ(墓誌なし)
縦70cm×横70cm
×高さ19.5cm



墓誌の設置例

●カロートの大きさ
(遺骨を納める場所)
縦50cm×横50cm×深さ35cm



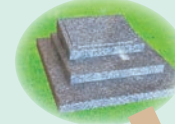
カロート

合葬墓移行型有期限墓所とは…

使用期間終了後に、遺骨を合葬墓へ改葬(遺骨を移動)し、墓石を撤去することを条件とした新しい墓所の使用方法です。改葬及び墓石撤去は霊園管理者(東神楽町)が使用者に代わり行いますので、「お墓の跡継ぎがない」、「子どもに維持管理費などの負担をかけたくない」など不安を抱えている方も安心してご使用いただけるプランです。

※合葬墓使用料及び墓石撤去費用は使用申込時にお支払いいただく使用料に含まれています。

芝生墓所



期限終了後
遺骨を移動

↓
改葬

大雪霊園合葬墓



有期限墓所とは…

永代にわたり使用できる墓所とは異なり、あらかじめ使用期間を決めて使用する墓所です。

使用期間終了後は返還する必要がありますが、使用期間を更新(延長)することにより永続的な使用が可能となります。

合葬墓とは…

合葬墓とは複数の方の遺骨を同じ場所に埋蔵する形式のお墓で、将来的にお墓を継ぐ人がいないなどの理由で希望される方が多くなっています。

なお、当霊園の合葬墓は他の方の遺骨と合わせて埋蔵する方式のため後で取り出すことはできません。

※骨壺(箱)単位で埋蔵するものではありませんのでご注意ください。

詳しくは7～10ページをご覧ください。

特徴

- 使用期限付き墓所
20年、30年、40年の中から選択
- 使用期間は10年単位で更新(延長)が可能
※ただし、更新時点で残余期間がある場合は、延長期間と合わせて40年を超えることはできません。
- 使用期間終了後は町が使用者に代わり、遺骨を合葬墓へ改葬し、墓石も撤去
- 合葬墓は大雪霊園合葬墓からガーデニング合葬墓に変更可能(追加費用あり)

注意事項

- 使用期間が終了した日から、ご使用の墓所に納骨されていた遺骨の祭祀主宰者は霊園管理者(東神楽町)となります。また、墓石その他附属物の一切の所有権は霊園管理者へ帰属します。
- 冬期間は3月のお彼岸時期も含めて除雪は行っておりません。

○使用料等は、別紙「料金表」をご覧ください。

芝生墓所ご使用のイメージ

①

使用許可を受けた期間は、一般的な墓所と同様にご使用いただけます。
(使用期間に応じた使用料と管理手数料を一括で前納いただきます)

②

使用期間終了日の**1年程前**に、墓所使用者へ
使用期間終了に関する通知文を郵送いたします。



使用期間を更新(延長)



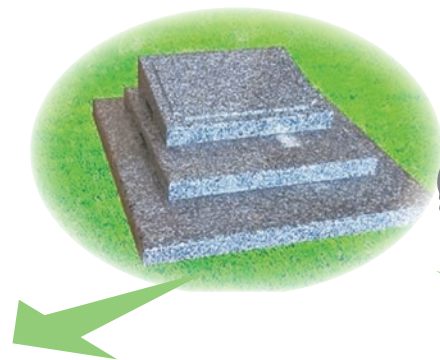
③

使用期間終了前に、**使用期間を延長**するか、**返還**するかをお選びください。

返
還

④

霊園管理者(東神楽町)が墓所使用者に代わり、芝生墓所へ納骨されていた
遺骨を当霊園の合葬墓へ改葬(移動)し、墓石も撤去します。



遺骨は納骨袋に
移し替えてから納骨します。

大雪霊園合葬墓



ご希望の
合葬墓へ改葬

ガーデニング合葬墓
(追加費用あり)



※合葬墓使用料及び墓石撤去費用は使用料に含まれています。

※イメージ図

[芝生墓所]お申込からご使用までの流れ

(合葬墓移行型有期限墓所)

使用申し込み

- ご希望の区画番号を決めていただき、区画の予約を行います。(任意)
- 使用許可申請書と添付書類を提出。使用期間に応じた使用料と管理手数料を一括で前納。

使用料には、墓所使用料、合葬墓使用料、墓石撤去費用が含まれています。
使用料等は別紙「料金表」をご覧ください。

- 使用許可証交付後、一般社団法人大雪霊園石材協会から墓石工事に関するご連絡をいたしますので、仕様等を打合せ後、一般社団法人大雪霊園石材協会と墓石製造請負契約を締結していただきます。
- 墓石完成後に一般社団法人大雪霊園石材協会に工事代金をお支払いいただき、墓石の引き渡しとなります。

使用開始

- 使用者が亡くなられた場合は、名義変更(承継)のお手続きが必要となります。
- 納骨する際は、事前に東神楽町役場でお手続きが必要となります。

使用期限の1年前

- 使用期間終了日の1年程前になりましたら、ご使用者に対し、使用期間終了に関する通知文書を送付いたします。

使用期間を延長される場合は、更新手続きのほか、使用期間に応じた使用料と管理手数料を一括で前納していただきます。
なお、更新使用料には既に納付された合葬墓使用料、墓石撤去費は含まれません。

使用期間終了後

- 使用期間を延長されない場合は、使用期間終了後、霊園管理者(東神楽町)が墓所使用者に代わり、遺骨を合葬墓へ改葬し、墓石を撤去します。



(重要)

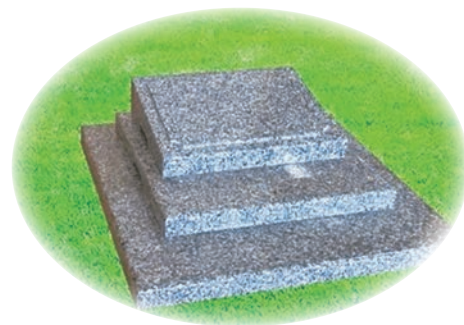
- 墓所使用期間終了後は、該当区画に埋蔵された遺骨の祭祀主宰者は霊園管理者(東神楽町)となります。
- 墓所使用期間終了後は、該当区画の墓石その他附属物一切の所有権は霊園管理者(東神楽町)へ帰属します。

注意事項

1. 従来の永代使用、永代管理ではありませんのでご注意ください。
2. 合葬墓改葬後は遺骨をお返すことはできませんので、ご家族やご親族と十分に相談のうえ、ご利用ください。
3. 使用期限の前に墓所を返還した場合や、合葬墓を利用せず、他の墓地などへ改葬した場合でも使用料などは一切返金いたしませんのでご注意ください。

申請書類等

- ①墓所使用許可申請書
- ②申請者の住民票(本籍・筆頭者記載のもの)
- ③合葬墓への改葬及び墓石撤去工事に関する同意書
- ④その他、東神楽町が指定するもの



Q & A (芝生墓所)

Q 墓を継ぐ者がいませんが、使用することはできますか？

A 使用期間終了後は、霊園管理者が墓所使用者に代わり納骨されていた遺骨を合葬墓へ改葬し墓石の撤去まで行います。合葬墓の使用料や墓石撤去費は使用申込時に納付をいただくため「お墓の跡継ぎがない」、「子どもに維持管理費などの負担をかけたくない」といった方にも安心してご使用いただけます。

Q 合葬墓に改葬することが条件になっていますが、合葬墓へ改葬される前であれば、他の墓地などに遺骨を改葬(移動)しても良いですか？

A 芝生墓所は使用期間が終了するまでに使用期間を更新(延長)するか、使用を止め遺骨を合葬墓へ改葬(移動)するかを選択していただきます。合葬墓改葬後は物理的に遺骨をお返しすることはできませんが、改葬前であれば遺骨を他の墓地等へ改葬することは可能です。ただし、既に納入いただいた合葬墓使用にかかる費用は返金することができず、他の墓所へ改葬する費用も墓所使用者の負担となりますのでご注意ください。なお、遺骨を移動するには事前に「改葬許可申請」の手続きが必要となります。

Q 遺骨の改葬先となる合葬墓は、ガーデンニング合葬墓に変更できますか？

A 墓所使用申請時に別途ガーデンニング合葬墓使用料の差額を納付いただければ、芝生墓所使用後に改葬する合葬墓を大雪霊園合葬墓からガーデンニング合葬墓へ変更することができます。また、芝生墓所の使用開始後でも同様に変更が可能です。(ガーデンニング合葬墓から大雪霊園合葬墓への変更はできません)

Q 管理手数料とはどのようなことに使われますか？

A 管理手数料は、大雪霊園の維持管理に要する経費として道路、通路、街路樹、芝の管理ならびに清掃、環境美化に要する費用として使用いたします。

Q 合葬墓へ改葬された後は、町で供養をしていただけますか？

A 宗教性を帯びない施設として設置しますので、町として宗教的な儀式や供養は行いませんが、年に1度、合葬墓に霊園管理者として献花を行います。

永代使用

大雪霊園合葬墓 ガーデニング合葬墓

●合葬墓は複数の方の遺骨を同じ場所に埋蔵するお墓です。

大雪霊園合葬墓



令和4年春
供用開始予定

ガーデニング合葬墓

ガーデン全体を墓標にみたてたお墓です



令和4年秋
供用開始予定

※イメージ図

使用できる方

東神楽町民以外の方でもご使用可能です。なお、申請者は遺骨の祭祀主宰者となります。

使用料金

※価格には消費税が含まれています。

大雪霊園合葬墓 (埋蔵予定数 5,000体)	ガーデニング合葬墓 (埋蔵予定数 5,000体)
東神楽町民 1体 26,000円	東神楽町民 1体 112,000円
町民以外の方 1体 39,000円	町民以外の方 1体 168,000円

※「東神楽町民」価格とは次に該当する方となります。

- ① 申請する方が東神楽町にお住まいの方
- ② 亡くなった方が東神楽町にお住まいであった方
- ③ 東神楽町の公営墓地から遺骨を合葬墓へ改葬(移動)する場合

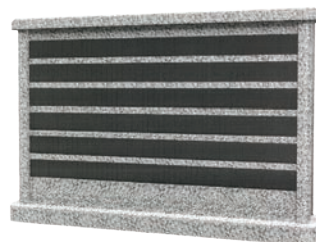
※使用料には管理手数料が含まれています。一度納めた使用料は返金できません。

墓誌使用料金等

※価格には消費税が含まれています。

希望者には、墓誌に故人名を彫刻した記名板を設置できます。

項目	料金	納入先
合葬墓墓誌使用料	8,000円/1名	東神楽町
記名板彫刻費	14,300円/1名	一般社団法人 大雪霊園石材協会



記名板を設置する墓誌のイメージ

合葬墓とは…

合葬墓とは複数の方の遺骨を同じ場所に埋蔵する形式のお墓で、将来的にお墓を継ぐ人がいないなどの理由で申し込みを希望される方が多くなっています。

なお、当霊園の合葬墓は他の方の遺骨と合わせて埋蔵する方式のため、**後で取り出すことはできません。**

※骨壺(箱)単位で埋蔵するものではありませんのでご注意ください。



※イメージ図

注意事項

- 合葬墓に埋蔵した後は、他の方の遺骨と混在するため二度と取り出すことはできません。
ご家族やご親族と十分に相談のうえ、ご利用ください。
- 生前予約は受け付けていません。

納骨方法

- ①事前にお渡しする納骨袋に遺骨を移し替えていただきます。
 - ②指定された納骨日時に遺骨と使用許可証などを持参のうえ、合葬墓へ直接お越しください。
 - ③町の担当者が立会し、納骨は使用許可申請者に行っていただきます。
- ※納骨は5月から10月までとなります。(別紙「納骨日一覧表」をご覧ください)

申請書類等(大雪霊園合葬墓・ガーデニング合葬墓共通)

- ①合葬墓使用許可申請書
- ②申請者の住民票(本籍記載のもの)
- ③次のAからCまでに分類する書類

A 自宅で遺骨を保管している場合
★火葬許可証

B 東神楽町内の墓地・納骨堂等で保管している場合
★収蔵証明書
★改葬許可申請書

C 東神楽町以外の墓地・納骨堂等で保管している場合
★遺骨が在する自治体が発行する改葬許可証

※合葬墓の使用許可申請者と★の申請者が異なる場合には、承諾書やお互いの関係がわかる戸籍等の書類が必要となる場合があります。

[合葬墓]お申込みから納骨までの流れ

(大雪霊園合葬墓・ガーデニング合葬墓 共通事項)

① 使用許可申請書の提出

- ・使用許可申請書と添付書類を提出。

② 納骨日の打合せ

- ・納骨予定日を決定します。
 - ※納骨は5月から10月までとなります。(別紙「納骨日一覧表」をご覧ください)
 - ※納骨日はあらかじめ町が指定した日からお選びいただけます。
 - ※申し込み状況によっては、納骨するまでにお待ちいただく場合があります。

③ 使用料の納付

- ・窓口で発行する納付書により、使用料を納めていただきます。
- ・記名板への彫刻を希望される場合は別途使用料等がかかります。

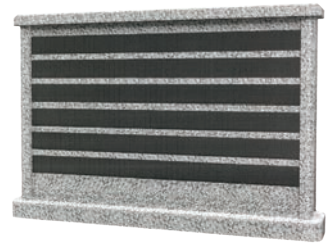
(注)彫刻費用は一般社団法人大雪霊園石材協会へのお支払いが必要です。

④ 使用許可証等の交付

- ・使用料を納付後、使用許可証と納骨予定日を記入した納骨予約表をお渡しします。
- ・納骨時に必要な納骨袋をお渡しします。

⑤ 納骨前の準備

- ・納骨袋に遺骨を入れてください。(位牌や写真などの副葬品は袋に入れしないでください)
 - ※遺骨が濡れている場合は、乾燥させてから入れください。
- ・墓誌に故人名の表示を希望される場合は、一般社団法人大雪霊園石材協会に彫刻依頼をしてください。(別途、彫刻費用あり)



記名板を設置する墓誌のイメージ

⑥ 合葬墓への納骨

- ・納骨予約表にかかれた日時に、直接合葬墓へお越しください。
 - 持参物：納骨袋に納めた遺骨、合葬墓使用許可証、納骨予約表**
 - ※骨箱や骨壺、骨箱カバーなどの処分を希望される場合はあわせてご持参ください。
- ・納骨は町の担当者が立会いのうえ、使用許可申請者に行っていただきます。
- ・納骨に要する時間は混雑状況にもよりますが、10分から20分程度を予定しています。
- ・町では宗教的な儀式は行いませんが、ご遺族が行うことは可能です。
- ・持参した供花、供物、蠟燭台、線香立て等を置くことはできますが、納骨終了後はお持ち帰りいただきます。
- ・悪天候などにより、納骨日を変更する場合がありますので、予めご了承ください。
 - また、遺骨を納める場所は芝生となっていますので足元にご注意ください。
- ・納骨当日に使用許可証を忘れた場合は、納骨することができません。

⑦ 納骨後

- ・冬期間以外はいつでもお参りすることができます。(除雪は行っていません)
- ・献花台をご利用いただけますが、お帰りの際にはご供花などはお持ち帰りください。
- ・占用したり他の方のお参りを妨げないでください。また、様々な宗教の方がご利用されますので、宗教的儀式は周囲に配慮のうえ行ってください。
- ・宗教性を帯びない施設として設置しますので、町として宗教的な儀式は行いません。
 - (年に1度、霊園管理者として献花を行います。)

Q & A (合葬墓)

Q 合葬墓に納骨した後に、遺骨を返還していただけない理由は何ですか？

A 合葬墓は他の方の遺骨と合わせて埋蔵し、遺骨が混在することから、一度納骨するといかなる理由であっても取り出すことができません。このためご家族やご親族と十分にご相談のうえお申込みください。

Q 生前予約をすることはできますか？

A 現在のところ、生前予約を受け付ける予定はありません。

Q 希望日に納骨することはできますか？

A 町で決めた納骨予定日以外は納骨することはできません。

Q 大雪霊園合葬墓とガーデニング合葬墓の使用料の差は何ですか？

A ガーデニング合葬墓の使用料金が高くなっているのは、ガーデンの維持管理に関する費用が含まれているためです。

Q 申請手続きは郵送でもできますか？

A 申請は郵送でも受け付けています。詳しくは電話でお問合せください。

Q 町で供養をしていただけますか？

A 宗教性を帯びない施設として設置しますので、町として宗教的な儀式や供養は行いません。
(年に1度、霊園管理者として献花を行います。)

Q 合葬墓の近くに駐車場はありますか？

A 合葬墓専用の駐車場はございませんが、園内の車道両脇に駐車スペースがございますので、こちらをご使用ください。

Q 冬期間でもお参りできますか？

A 冬期間は3月のお彼岸時期も含めて除雪は行っておりません。
お参りを禁止するものではありませんが、ご注意くださいますようお願いいたします。

Q 申請手続きは大雪霊園管理棟でもできますか？

A 合葬墓にかかる使用申請手続きは、東神楽町役場くらしの窓口課衛生グループでお願いします。
大雪霊園管理棟では手続きすることができませんのでご注意ください。

Q 使用料を払った後でもキャンセルはできますか？

A 一度お支払いいただいた使用料は、納骨前であってもお返しすることはできません。
申請をされる前に十分ご検討いただきますようお願いいたします。

最長3年

短期納骨堂



短期納骨堂とは… 可能収蔵数 100体分

短期納骨堂とは一般的な納骨堂とは異なり、1年単位、最長3年まで遺骨をお預かりする施設です。大雪霊園管理棟内に納骨室、参拝室を整備し、遺骨をお預かりする簡易的な納骨棚を整備しております。

使用できる方

東神楽町民以外の方でもご使用可能です。申請者は遺骨の祭祀主宰者となります。

使用料金 ※価格には消費税が含まれています。

1体 15,000円(1年間)

なお、使用料金とは別に預託金として26,000円

(町民以外の場合は39,000円)を町へ預けていただく必要があります。

※通常、お預かりした預託金は遺骨返還時にお返しいたします。

※管理費は使用料に含まれています。



預託金とは…

「使用期間が終了しても遺骨を引き取りに来られない」、または「引き取りを拒否」をされた場合の遺骨の処理費用の担保として、大雪霊園合葬墓の使用料相当分を町へ預けて(預託)いただくものです。使用期間終了後に一定期間連絡をいただけなかった場合は、自動的に預託金を合葬墓使用料へ充当し、町が合葬墓へ改葬させていただきます。

使用できる期間

1年単位、最長3年までご使用いただけます。3年以内であれば使用期間を延長可能です。遺骨1体に対して3年を超えた使用はできません。(再貸付はできません。)

ご使用の流れ

- ① 使用許可申請書と添付書類を提出。
- ② 使用期間に応じた使用料を納めてください。また、預託金もお預けください。
- ③ 短期納骨堂使用許可証を交付しますので、納骨日を予約してください。(原則、平日のみ)
- ④ 納骨堂をご使用される前に、遺骨を骨壺または骨箱へ納めてください。
- ⑤ 納骨予約日時に、大雪霊園管理棟へ遺骨と使用許可証を持参のうえ、お越しください。
- ⑥ 遺骨を引き取りに来られる日が決まりましたら、東神楽町役場で改葬許可申請を行ってください。
- ⑦ 使用期間終了日までに遺骨を引き取りに来てください。(ご来館日を事前にご予約ください。)
- ⑧ お預かりした預託金をお返しいたします。(指定口座への振込みとなります。)

※使用期間の更新(延長)を希望される場合は、使用期間の更新の手続きが必要です。

注意事項

- 使用期間を過ぎても「遺骨を引き取りに来られない」、または「引き取りを拒否」された場合は、大雪霊園合葬墓へ遺骨を改葬(移動)することになります。なお、合葬墓使用料はあらかじめお預かりした預託金を充当させていただきます。この場合、預託金は返金出来ませんので予めご了承ください。
- 使用期限までに遺骨をお引き取りいただけない場合は、使用期間が終了した日から、お預かりしていた遺骨の祭祀主宰者は納骨堂管理者(東神楽町)となります。
- 合葬墓は他の方の遺骨とあわせて埋蔵し、遺骨が混在することから、一度納骨するといかなる理由があっても取り出すことができません。ご家族やご親族と十分に相談のうえご利用ください。なお、諸事情により納骨堂使用者と連絡がつかないことも想定されますので、使用許可申請時には複数人の連絡先を報告させていただきます。

お参り

- 短期納骨堂は、一般的な納骨堂とは異なり、個々の遺骨を前にしてお参りすることができません。納骨室前に設置する参拝室において、ガラス越しにお参りをいただく間接参拝となりますので、予めご了承ください。また、参拝室からは管理上の問題から個々の遺骨の場所は確認することができません。
※納骨室内には入ることはできません。(常時施錠)

短期納骨堂の開館時間(お参りできる日時)

- 4月下旬から10月上旬 9:00~12:00(平日)
9:00~15:00(土、日、祝日、GW、秋のお彼岸)
9:00~16:00(お盆期間)
- 10月中旬から4月中旬(毎週金曜日。ただし、祝日、年末年始(12/30~1/6)を除く)
※当面の間、金曜日以外でも予約にてお参り可能とします。(平日のみ) ☎0166-83-5402(平日のみ)
9:00~12:00

(東神楽町役場くらしの窓口課衛生グループ)

申請書類等

- ①短期納骨堂使用許可申請書
- ②申請者の住民票(本籍記載のもの)
- ③遺骨返還に関する誓約書・同意書
- ④次のAからCまでに分類する書類

A 自宅で遺骨を保管している場合
★火葬許可証

B 東神楽町内の墓地・納骨堂等で保管している場合
★収蔵証明書
★改葬許可申請書

C 東神楽町以外の墓地・納骨堂等で保管している場合
★遺骨が在する自治体が発行する改葬許可証

※短期納骨堂の使用許可申請者と★の申請者が異なる場合には、承諾書や遺骨の短期納骨堂の使用許可申請者との関係がわかる戸籍等の書類が必要となる場合があります。

短期納骨堂ご使用のイメージ

①

使用許可申請を行い、使用料の納付とともに預託金を預けていただきます。
(使用期間に応じた使用料 + 預託金 26,000円)
※町外の方は預託金の金額が39,000円となります。
使用許可証発行後、納骨予定日を決定します。

(注)預託金を預けていただくのは1度だけです。

②

使用期間終了までに、**使用期間を更新(延長)**するか、**遺骨を返還**するかをお選びください。
使用期間を更新する場合には、使用期間内に更新手続きが必要です。
※使用可能期間は遺骨1体に対して、**最長3年まで**となります。

使用期間を更新(延長)

返
還

③

遺骨を引き取る日が決まりましたら、東神楽町役場くらしの窓口課衛生グループにおいて改葬許可申請を行ってください。(☎0166-83-5402)

④

使用期間が終了するまでに、遺骨をお引き取りください。
なお、遺骨の返還日時は事前に東神楽町役場くらしの窓口課衛生グループまでお電話で予約をしてください。(☎0166-83-5402)

⑤

大雪霊園管理棟までお越しください。
遺骨をお返しいたします。

⑤

使用期限までに遺骨をお引き取りいただけない場合は、納骨堂管理者が大雪霊園合葬墓へ遺骨を改葬(移動)いたします。
合葬墓使用料についてはあらかじめお預かりした預託金を充当させていただきます。

⑥

お預かりした預託金を返金いたします。
(指定口座へのお振込み)



遺骨は納骨袋に移し替えてから納骨します。

大雪霊園合葬墓



(注意)合葬墓は他の方の遺骨と合わせて埋蔵し、遺骨が混在することから、一度納骨すると、いかなる理由であっても取り出すことができません。

Q & A (短期納骨堂)

Q 納骨後に管理費などはかかりますか？

A 管理費は使用料に含まれています。申込時に使用料を納めていただいた後は、追加費用をいただくことはありません。(更新時は別途使用料がかかります。)

Q 希望日に納骨することはできますか？

A 土曜、日曜、祝日、年末年始(12/30から1/6)以外の平日に納骨することができます。使用申請時に担当者と納骨予定日を決めていただきます。

Q 預託金は使用期間を更新(延長)する度に預けるのでしょうか？

A 預託金は初回の使用申請時に預けていただきます。使用期間を更新(延長)する場合は、お返しはいたしません。引き続き預けていただく形となります。

Q 申請手続きは郵送でもできますか？

A 申請は郵送でも受け付けています。詳しくは電話でお問合せください。なお、遺骨の郵送・宅配での受け付はできません。

Q 町で供養をしていただけますか？

A 宗教性を帯びない施設として設置しますので、町として宗教的な儀式や供養は行いません。(年に1度、納骨堂管理者として献花を行います。)

Q 申請手続きは大雪霊園管理棟でもできますか？

A 使用申請手続きは、東神楽町役場くらしの窓口課衛生グループでお願いします。大雪霊園管理棟では手続きすることができませんのでご注意ください。

Q 合葬墓に納骨した後に、遺骨を返還していただけない理由は何ですか？

A 合葬墓は他の方の遺骨と合わせて埋蔵し、遺骨が混在することから、一度納骨するといかなる理由であっても取り出すことができません。このためご家族やご親族と十分にご相談のうえお申込みください。

Q 合葬墓へ改葬後は町で供養をしていただけますか？

A 大雪霊園は町で管理する霊園のため、供養祭などは行うことができません。合葬墓に関しては年に1度、霊園管理者として献花を行います。

Q 合葬墓へ改葬されるとした場合、ガーデニング合葬墓を希望することはできますか？

A 可能です。ただしガーデニング合葬墓使用料相当額の預託金を預けていただく必要があります。112,000円 または 168,000円 ※詳しくは7ページをご覧ください。

交通アクセス

大雪霊園所在地：北海道上川郡東神楽町東1線12号



- 旭川駅より 車で約30分
- 旭川空港より 車で約5分
- 東神楽町役場より 車で約5分
- 森のゆ花神楽より 車で約15分

利便性がよく、お参りに行きやすい場所です。

お問い合わせ先

◎墓所、短期納骨堂の使用申込、お問い合わせ先(平日に限らせていただきます)

東神楽町役場くらしの窓口課

〒071-1592 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
☎(0166)83-5402(直通) (0166)83-2111(代表)

◎墓石の申込・お問い合わせ先

一般社団法人大雪霊園石材協会

〒071-1561 上川郡東神楽町東1線12号 大雪霊園管理棟内
☎(0166)73-4686 FAX(0166)73-4750